



士別市

中小企業振興条例 利用ガイド

令和7年度版



◇助成メニュー一覧【申請時期】

○新規で開業したい

- ① 新規開業等支援事業【着手前申請】
- ② 新規創業等支援資金【着手前申請】

○店舗の取得や改修をしたい

- ③ 空き店舗活用事業【着手前申請・事後申請】
- ④ 店舗改修事業【着手前申請】

○新たに施設や設備を設置したい

- ⑤ 従業員福利厚生事業(施設設置)【着手前申請】
- ⑥ 景観整備事業【着手前申請】**NEW**

○人材を育成したい

- ⑦ 人材育成研修事業【着手前申請・事後申請】
- ⑧ 従業員福利厚生事業(共済加入)【事後申請】
- ⑨ 認定職業訓練事業【着手前申請】
- ⑩ 雇用奨励促進事業【事後申請】

○新たなサービス提供やイベントを実施したい

- ⑪ 新規チャレンジ支援事業【着手前申請】**NEW**
- ⑫ 商店街活性化事業【着手前申請】

○土別市の融資制度

- ⑬ 特別融資資金【着手前申請】
- ⑭ 事業継承支援資金【着手前申請】

併用可能

◇補助申請の時期

【着手前申請】は、事業実施の30日前までの申請

【事後申請】は、事業完了後30日以内の申請

※助成対象内容によって申請時期が異なるメニューがあります。

◇必要書類

・全メニュー共通

- (1)事業計画書 (2)助成金算出基準書 (3)収支予算書
- (4)市税完納証明書

※助成内容によって別途書類の提出が必要となる場合があります。

◇注意事項

各種助成の申請を検討されている方は、着手前に必ず市担当までお問い合わせください。

○対象者の定義

中小企業者	中小企業者、農林漁業者 ※農林漁業者は、主たる事業以外に製造業、小売業・飲食業等を行う場合が対象
創業者	新たに事業開始または会社設立を行い、事業所または会社の所在が士別市内であり、代表者が士別市民であるもの
商店街振興組合等	商店街振興組合法に定める商店街振興組合および商店街振興組合連合会ならびに市長が特に認める商店街団体
中小企業団体等	商店街振興組合法および中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合
中小企業者等	中小企業者および商店街振興組合等ならびに中小企業団体等

新規で開業したい



は事前申請、



は事後申請です。

① 新規開業等支援事業

新規開業または新分野事業を始める場合、新規開業等に要した費用のうち、最大200万円を助成

◇対象者： 創業者、中小企業者

◇助成額： 最大200万円

◇助成率： 30/100以内、
40/100以内(女性または40歳未満)

◇対象業種： 「小売業・飲食業・サービス業等」通年的に営業が行われ、週24時間以上であり日中に営業しているもの

◇対象経費： 【事業計画費】

賃貸料、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費等

【取得費】

事務所、備品、設備、店舗等

【改修費】

※市内業者が施工を行う100万円未満の改修費が対象

100万円以上の改修は「店舗改修事業」の対象とできます。

◇注意事項： 新規開業等を行った日から3年間、1年毎に助成事業における経営や雇用状況の報告を求める場合があります。

② 新規創業者支援資金

新規創業者に経営安定化を目的として、3年間で最大120万円を助成

◇対象者： 創業者、中小企業者

◇助成額： 1年目60万円、2年目36万円、3年目24万円

※実際に支出した金額が上限です。

◇対象業種： 「小売業・飲食業・サービス業等」通年的に営業が行われ、週24時間以上であり日中に営業しているもの

◇注意事項： 創業後一定期間の営業を必要とし、期間内の廃業等は助成金の返還対象となります。

店舗の取得や改修をしたい

③ 空き店舗活用事業

空き店舗を活用し、小売業や飲食業等を始めた場合、最大120万円を助成

◇対象者： 創業者、中小企業者

◇助成額： 【賃貸の場合】
最大120万円(年間賃貸料の50/100以内)

【取得の場合】
最大100万円(取得額の30/100以内)

◇対象業種： 「小売業・飲食業・サービス業等」通年的に営業が行われ、週24時間以上であり日中に営業しているもの

④ 店舗改修事業

店舗の改修を市内事業者を利用して実施した場合、最大100万円を助成

◇対象者： 創業者、中小企業者

◇助成額： 最大100万円
※100万円以上の改修が対象

◇助成率： 1/3以内(改修費150万円まで)
1/2以内(改修費150万円を超える部分)

◇対象業種： 小売業・飲食業・サービス業、宿泊業、療術業とし、週24時間以上営業しているもの

◇計算例： 改修費総額 200万円の場合
(a)150万円×1/3=50万円 (b) 50万円×1/2=25万円
(a)+(b)=助成額75万円

新たに施設や設備を設置したい

⑤ 従業員福利厚生事業(施設設置)

福利厚生施設や職業訓練施設等を設置する場合、最大500万円を助成

◇対象者： 中小企業者等

◇助成額： 最大500万円

◇助成率： 事業費の50/100以内

◇対象施設： 寄宿舍、小規模体育施設、託児施設、職業訓練施設、事業所内福利厚生施設(更衣室、図書館、講堂、研修室、食堂、休養室)
※社員住宅(居住部分の床面積1平方メートルにつき1万円を助成基準とする)

◇注意事項： 対象施設について、用途ごとに要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

新たに施設や設備を設置したい

⑥ 景観整備事業

○市民の利便性向上のための駐車場や休憩所等を設置した場合最大1,000万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者、商店街振興組合等
- ◇助成額： 最大1,000万円(商店街振興組合等)
最大 500万円(中小企業者)
- ◇助成率： 事業費の50/100以内
- ◇助成対象： 街路灯、アーケード、歩行空間用の構築物、ロードヒーティング、駐車場、休憩所の設置、耐用年数を超過した各設備の更新

○景観統一を図るための共通看板や店舗デザイン等の工作物を設置した場合最大50万円を助成

- ◇対象者： 商店街振興組合等
- ◇助成額： 最大50万円
- ◇助成率： 事業費の50/100以内

人材を育成したい

⑦ 人材育成研修事業

事業所外研修の費用や個人の資格取得のために事業所が費用を負担する場合、最大10万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者
- ◇助成額： 最大10万円
- ◇助成率： 派遣費用・受講料の30/100以内
- ◇助成対象

★(ア)10時間以上の事業所外研修に従業員を派遣し、教育訓練を受講した場合
※認定職業訓練は対象外になります。

★(イ)中小企業大学校に従業員を派遣し、教育訓練を受講した場合

★(ウ)個人資格の取得について、対象者が費用を負担した場合

★(エ)職業能力開発促進法にもとづく、職業訓練指導員および技能検定試験に合格した場合

⑧ 従業員福利厚生事業(共済加入)

中小企業退職者共済制度等の退職金共済制度に新たに加入した場合に助成

- ◇対象者： 中小企業者
- ◇助成額： 1年間の掛金の30/100以内
- ◇助成要件： 中小企業退職者共済制度および特定退職金共済制度、特定業種退職金共済制度への新規加入

人材を育成したい

⑨ 認定職業訓練事業

認定職業訓練を実施した場合、最大50万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者
- ◇助成額： 最大50万円
- ◇助成率： 費用の50/100以内

⑩ 雇用奨励促進事業

常用労働者を新規雇用したり、雇用人数を拡大した場合、最大30万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者
- ◇助成額： 新規雇用1人につき30万円以内
- ◇障がい者の雇用について
(ア)新たに障がい者を短時間労働者として雇用した場合は1人につき20万円以内を助成
(イ)障がい者を常用労働者として雇用し、2年以上の継続雇用をした場合、30万円以内を助成
- ◇注意事項
新規に雇用した日の労働者数が前年の最多労働者数を上回っており、かつ、雇用日以降1年間、前年の最多労働者数を超えて雇用している場合が対象となります。

新たなサービス提供やイベントを実施したい

⑪ 新規チャレンジ支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供等、これまでと違う新たな取り組みを行う場合、年度内1回に限り最大20万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者等
- ◇助成額： 最大20万円
- ◇助成率： 対象経費の50/100以内
- ◇対象経費： 原材料費、工具費、製造費、中間試験費、知的財産出願費等

⑫ 商店街活性化事業

商店街イベントや地域活性化に資するイベントを開催する場合、最大100万円を助成

- ◇対象者： 中小企業者、中小企業団体等
- ◇助成額： 中小企業者 最大10万円
中小企業団体等 最大100万円
- ◇助成率： 事業費の50/100以内
- ◇注意事項： 同一的な催事について、助成期間はおおむね5年以内とする

士別市の融資制度の取扱金融機関

- ・北星信用金庫 士別市内各支店
- ・北海道銀行 士別支店
- ・北洋銀行 士別支店

⑬ 特別融資資金

- ◇対象者： 士別市に居住している中小企業者および創業者または中小企業団体等
◇助成要件： 市税完納者
◇融資利率： 4月1日および10月1日の長期プライムレートと同率
◇利子補給等： 利子 50/100(補給上限2%)
保証料 50/100

資金使途	限度額	融資期間
経営資金	1,000万円	10年以内
設備資金	1,000万円	10年以内
緊急経営 安定資金	300万円	5年以内

⑭ 事業継承支援資金

北海道信用保証協会が定める事業継承に関する保証を活用する際の信用保証料を補給

- ◇対象者： 士別市に居住している中小企業者および創業者または中小企業団体等
◇助成要件： 市税完納者
◇資金使途・融資期間・融資金額： 各金融機関の所定によります
◇保証料補給： 保証料100/100以内(上限額150万円)

助成内容 市ホームページ

- ・市HP QRコード※申請様式等については、事前に市担当にお問い合わせください。



士別市経済部商工労働観光課（商工労働係）
士別市朝日支所地域生活課（経済建設係）

0165-26-7137
0165-28-2121

